

名護市学校給食センター  
調理等業務委託  
募集要領

名護市

名護市教育委員会

令和8年1月

## 目 次

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 募集要領等の定義           | 1 |
| 2. 事業の概要              | 1 |
| (1) 事業名称              | 1 |
| (2) 対象施設              | 1 |
| (3) 委託事業内容            | 1 |
| (4) 委託事業の契約上限金額       | 2 |
| (5) 委託期間              | 2 |
| (6) 契約方法              | 2 |
| 3. 委託開始までの日程一覧        | 2 |
| 4. 参加資格条件             | 3 |
| 5. 応募手続に関する事項         | 4 |
| (1) 募集要領等の公表          | 4 |
| (2) プロポーザル参加表明書の提出    | 4 |
| (3) 現地見学会の日程と場所について   | 4 |
| (4) プロポーザルに係る質問事項の受付等 | 4 |
| 6. 応募資格の確認            | 5 |
| (1) 提出締切              | 5 |
| (2) 提出書類              | 5 |
| (3) 参加資格確認結果通知の交付     | 5 |
| 7. 提案書等の提出            | 6 |
| (1) 提出締切              | 6 |
| (2) 提出書類              | 6 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| (3) 提案書等の提出場所及び提出方法    | 6  |
| 8. 失格事項                | 7  |
| 9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施 | 7  |
| (1) 実施日                | 7  |
| (2) 実施方法               | 7  |
| (3) 審査の順番              | 7  |
| 10. 評価方法               | 7  |
| 11. 契約の締結              | 8  |
| 12. 遵守法令               | 8  |
| 13. その他                | 8  |
| 14. 本件に係る提出・問い合わせ先     | 9  |
| 評価基準                   | 10 |

## 1. 募集要領等の定義

名護市教育委員会（以下「市」という。）では、令和8年8月から供用開始となる名護市名護第一学校給食センター（仮称）（以下「第一センター」という。）の調理等業務を民間事業者へ委託する。業務委託を実施する事業者の選定に当たっては、民間事業者の技術力や専門性を活用することにより、学校給食調理等業務の安全性及び安定性を確保するため、公募型プロポーザル方式（企画、提案）を採用することとした。

この募集要領は、第一センターの調理等業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る必要な事項を定めたものである。

なお、本募集要領に併せて配布する下記の資料も本募集要領と一体の資料とし、これら全資料を含めて「募集要領等」とする。

- ※ 仕様書：市が事業者へ具体的な業務内容を示すもの（別途-1）
- ※ 様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの（別途-2）

## 2. 事業の概要

- (1) 事業名称 名護市学校給食センター調理等業務委託事業
- (2) 対象施設

|      |   |
|------|---|
| 名称   | 名護市名護第一学校給食センター（仮称）                     |
| 所在地  | 名護市辺野古690番地34                           |
| 供用開始 | 令和8年8月（2学期～）                            |
| 建築構造 | 鉄骨造・2階建て                                |
| 延床面積 | 2,539.73㎡<br>(本体:2,458.73㎡+受水槽室:81.00㎡) |
| 運営方法 | ドライ方式                                   |
| 受配校数 | 幼稚園5園・小学校8校・中学校8校                       |
| 調理食数 | 約4,000食                                 |
| 稼働日数 | 約200日                                   |
| 特別使用 | コンテナ式配送                                 |
| 使用食器 | 飯椀・汁椀・皿・トレイ                             |

- (3) 委託事業内容

- ① 調理業務
- ② 配缶・配送業務
- ③ 食器、食缶等の洗浄・消毒及び保管業務
- ④ 施設・設備、配送車両の清掃及び日常点検、軽微な修繕業務
- ⑤ 食材の検収及び保存食等の確保、残菜等の処理等業務

- ⑥ 衛生管理業務
- ⑦ 使用物品管理業務
- ⑧ 前各号に付帯するその他必要な業務

(4) 委託事業の契約上限金額

本業務委託の上限金額の総額（5か年分合計 消費税及び地方消費税を除く）と各年度の最高上限金額は下記のとおりとする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、市がこの金額で契約することを約束するものではない。

(単位：円)

| 年 度 | R 8           | R 9           | R 10          | R 11          | R 12          |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 金 額 | 116, 180, 000 | 167, 730, 000 | 167, 730, 000 | 167, 730, 000 | 167, 730, 000 |
| 総 額 | 787, 100, 000 |               |               |               |               |

※ 令和8年度の最高上限額には業務開始準備期間の費用も含む

(5) 委託期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(6) 契約方法

公募型プロポーザル方式（企画・提案）による随意契約

### 3. 委託開始までの日程一覧表

業務開始までの日程は、次のとおりとする。

受付時間は、平日8：30～17：00（土・日・祝日を除く）

※ 日程は、変更となる場合があります。

|               |   |
|---------------|---|
| 募集要領等の公表      | 令和8年1月6日（火）   |
| 現地見学会（第一センター） | 令和8年1月15日（木）15時00分～16時00分<br>*13日（火）17時までにはメール、FAXにてお申込みください。 |
| 参加表明書提出期限     | 令和8年1月20日（火）午後5時必着  |
| 質問書の提出期間      | 令和8年1月6日（火）<br>～ 1月21日（水）正午必着                                 |
| 質問の回答         | 令和8年1月23日（金）  |

|                                |                    |
|--------------------------------|--------------------|
| 応募資格審査申請書の受付締切                 | 令和8年1月27日（火）正午必着   |
| 応募資格決定通知及びプロポーザル企画提案書類提出要請書の交付 | 令和8年1月30日（金）       |
| 企画提案書の提出期限                     | 令和8年2月6日（金）午後5時必着  |
| プレゼンテーション及びヒアリングの実施            | 2月下旬（2月25日（水）を予定）  |
| 結果の通知                          | 3月上旬               |
| 契約締結（予定日）                      | 令和8年4月1日           |
| 業務開始                           | 令和8年8月下旬（2学期始業日から） |

#### 4. 参加資格条件

参加資格を有する者（共同企業体等の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第1条に規定する目的に沿って、学校給食が教育の一環であることをかんがみ、園児、児童及び生徒のために安全な学校給食の調理等を円滑に実施できる者であること。
- (2) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 令和7年現在、沖縄県内で小・中学校等を対象とした学校給食の受託実績を有している者であって、1日1回3,000食以上の調理業務の経験を有している者であること。
- (4) 沖縄県内に本店又は事業所を有していること。
- (5) 損害賠償を担保できるとともに、履行保証人を立てることができること。
- (6) 業務委託に必要な資格者及び経験者等を必要人数配置できること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続きの開始申し立てをしていないこと。
- (9) 民事再生法に基づく再生手続きの開始申し立てをしていないこと。

- (10) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (12) 食中毒その他の事故等による損害賠償責任を履行するための保険に加入している者であること。
- (13) 現在、名護市学校給食センターに勤務する調理員等のうち、委託後の第一センターへの勤務を希望する者は優先的に採用すること。

## 5. 応募手続きに関する事項

---

- (1) 募集要領等の公表
  - 公 表：令和8年1月6日（火）
  - 公表場所：名護市ホームページ  
(<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2025122600035/>)
  - 交付資料：【募集要領】 【仕様書】 【様式集】
- (2) プロポーザル参加表明書の提出
  - 参加希望者は、参加表明書に必要事項を記載・押印し、次のとおり提出しなければならない。
  - ① 提出書類：プロポーザル参加表明書（様式第1号）
  - ② 提出期限：令和8年1月20日（火）の午後5時まで（必着）
  - ③ 提出方法
    - 担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着すること。
- (3) 現地見学会の日時と場所について
  - ① 日 時：令和8年1月15日（木）15時00分～16時00分
  - ② 場 所：第一センター
  - ※ 令和8年1月13日（火）までに、メール、FAXにてお申込みください。
  - ③ 留意事項
    - ・ 調理室に入場する方は、調理用靴等を用意すること。
    - ・ 調理室への入場者は1事業者2名以内とする。
- (4) プロポーザルに関する質問事項の受付等
  - ① 受付期間
    - 令和8年1月6日（火）～1月21日（水）正午まで

## ② 受付方法

募集要領や仕様書などに関して不明な点がある場合は、質問書（様式第2号）を作成し、内容を簡潔にまとめてメールもしくはFAXにて「本事業問合せ先」まで送信し、その旨を電話にて連絡すること。

電話及び直接来所による質問は不可とする。

## ③ 回答

上記により提出された質問事項を取りまとめ、1月23日（金）にメールにて参加者全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。また、無用な混乱を招くことが危惧される質問には回答しないことがある。

## 6. 応募資格の確認

---

### (1) 提出締切

令和8年1月27日（火）正午必着

### (2) 提出書類

応募資格審査申請書（様式第3号）により提出する。

#### ① 会社概要等（A4版で提出）

- ・会社の沿革、組織（PR用パンフレットでも可）
- ・直近3期分の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表の写し）
- ・正職員数の内、調理士、栄養士の資格者数並びにその者の集団給食経験年数及び調理等に携わる者の職員構成並びに集団給食の経験年数

#### ② 全部事項証明書又は登記簿謄本

#### ③ 所在する市町村の納税証明書（国税、県税、市町村税の滞納の無いことがわかる証明書）

#### ④ 応募条件を満たす受託実績が確認できる書類

#### ⑤ 損害賠償を担保できる保険に加入していることを証する書類

#### ⑥ 履行保証予定会社（会社概要添付「パンフレット可」）

### (3) 応募資格決定通知の交付

応募資格審査申請書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

#### ① 交付日 令和8年1月30日（金）

#### ② 交付方法 郵送 ※別途電子メールにて写しを送付

#### ③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた応募資格審査申請書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日

後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答するものとする。

## 7. 提案書等の提出

---

応募事業者は、「提案書」を次により提出すること。

(1) 提出締切

令和8年2月6日（金）午後5時必着

(2) 提出書類

① 審査に係る提案書類提出書（様式第4号）及び提案書（様式第5号～様式第14号）3部（正本1部、副本2部）※副本は正本の写しでよい。

② 提案書の書式

ア A4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号をつけること。

イ 提案書（様式第5号～第13号）について記載すること。

③ 見積書

ア 見積額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。なお、見積額の消費税を含む額は、2ページの(4)の令和8年度から令和12年度までの契約上限金額の範囲内であること。

イ 募集要領等に基づき作成すること。

ウ 見積書の提出は、見積書（様式第14号）に取引に係る消費税を含まない額を記載し、詳細な積算内訳書（様式第14-1号、14-2号）を添付すること。

エ 契約上限金額を超える場合又は見積額が異常に小額で本業務委託の適正な履行に支障があると判断した時は、失格とする場合がある。

④ 無効(失格)となる提案書

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 提案書等の提出場所及び提出方法

① 提出場所

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市教育委員会 総務課 学校給食係

② 提出方法

直接持参により提出する。

## 8. 失格要件

---

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 本実施要項「2. 事業の概要」の契約上限金額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- (4) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (5) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (6) その他本実施要領に違反した場合

## 9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

---

- (1) 実施日

令和8年2月下旬（2月25日（水）を予定）  
時間と場所の詳細は後日通知します。

- (2) 実施方法

1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分程度、質疑応答10分程度の合計30分程度とする。またプレゼンテーション等の参加者は補助者も含め3名までとする。

パワーポイント等で説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。（プレゼンテーションの際におけるパワーポイントによる説明内容については、提出書類に記載した内容と概ね一致していなければなりません。又、提出書類の該当ページを記すこととします。）

- (3) 審査の順番

提案書等受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる等の方法により対処する。

## 10. 評価方法

---

評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定する。

- (2) 本プロポーザルの評価検討は、市が別に定める「名護市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、別紙1「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から、最も高い得点をつけた委員の数が多き者を最優秀提案者とし、第2位となった者を次点者とする。
- (4) 最低基準点は60点×委員数とする。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- (6) 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- (7) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

## 11. 契約の締結

---

- (1) 優先交渉権について
  - ① プレゼンテーション及びヒアリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
  - ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
  - ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者を優先交渉者とする。
- (2) 契約手続について  
名護市随意契約取扱規程（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

## 12. 遵守法令

---

- (1) 法令—学校給食法・食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令及びその関連法規等
- (2) 要綱等—学校給食衛生管理の基準（文部科学省）・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及び関連要綱等

## 13. その他

---

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。

- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、本市のホームページ等で公開するものとする。  
なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、取り扱う。
- (5) 審査内容及び審査経過等については、公開しない。
- (6) 審査結果等に対する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。
- (7) 1事業者あたり提案は1件とする。
- (8) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式15号】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

#### 14. 本事業に係る問合せ先

---

〒905-8540

沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市教育委員会 総務課 学校給食係（担当：伊禮）

電話 0980-53-1212（内線130） F A X 0980-53-7825

E-mail [kengo-i@city.nago.lg.jp](mailto:kengo-i@city.nago.lg.jp)

(要領 10(3)関係)

別紙 1 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

|    | 選 定 基 準         | 評価の着眼点                | 配点 |
|----|-----------------|-----------------------|----|
| 1  | 会社の経営状況等        | 会社の経営状況が健全であること       | 5  |
| 2  | 業務実績等           | 同種業務の実績               | 10 |
| 3  | 学校給食に対する基本的な考え方 | 学校給食への理解を有していること      | 5  |
| 4  | 調理業務実施体制        | 本業務に係る各業務内容に応じた人員配置など | 15 |
| 5  | 学校給食調理等業務の円滑な運営 | 的確性及び実現性              | 15 |
| 6  | 衛生管理業務          | 的確性及び実現性              | 15 |
| 7  | 調理従事者の教育及び研修    | 的確性及び実現性              | 10 |
| 8  | 調理従事者等採用に関する計画  | 的確性及び実現性              | 10 |
| 9  | 危機管理体制          | 的確性及び実現性              | 10 |
| 10 | 見積額             | 適正な価格で算定されていること       | 5  |

満点：100